

平成 21 年 2 定 商工労働常任委員会

高橋委員

それでは、公明党の高橋です。よろしく申し上げます。

初めに、神奈川県中小企業活性化推進条例について伺ってまいりたいと思います。平成 21 年度当初予算でこの中小企業活性化推進条例施行事業費が盛り込まれておりますけれども、このことについて何点か伺ってまいります。

この中小企業活性化推進条例施行事業費の中で、中小企業の経営動向等の調査を実施するとありますけれども、この調査内容はこれまで本県が実施してきた調査と何が違うのでしょうか。新しい視点について確認しておきたいと思います。

産業活性課長

お尋ねの調査ですが、神奈川県中小企業活性化推進条例に基づいて、今後の中小企業振興施策に役立てることを目的に実施するものでございます。調査内容でございますが、県内の製造業、卸売業、小売業、サービス業など 3,000 社の中小企業を対象に企業を取り巻く経営環境に対する認識、新製品、新商品の開発、設備投資、人材育成など、企業の経営戦略の方向となり、中小企業支援施策の利用状況と評価などについて調査ということで実施しております。

従来との調査との違いでございますが、(財)神奈川産業振興センターが四半期ごとに実施している当常任委員会でも報告しております中小企業経営動向調査の方は県内の中小企業 2,000 社を対象にしまして、主に景気の動向を把握することを目的に実施しております。新たに行います経営環境動向調査は、経営環境に対する認識だけでなく、企業の経営戦略や経営方針、中小企業支援施策に対する考え方など、調査の視点に加えまして中小企業の動向を更に掘り下げて把握しようというものでございます。

高橋委員

経営戦略、経営方針までと言うと、かなり突っ込んだ知見が必要なのかなというふうに思いますけれども、それでは中小企業者や中小企業団体から施策に対して意見聴取をする仕組みだというふうに思いますけれども、具体的にどのような仕組みが考えられるのですか。

産業活性課長

来年度より仮称ではございますけれども、中小企業活性化推進モニター制度を構築したいと考えております。この制度は、中小企業の振興施策などについて、中小企業者や中小企業団体から意見を定期的にお聞きして、中小企業振興施策の運営に資することを目的としております。中小企業活性化推進条例の特徴の一つになっております施策の検証、それから P D C A サイクルの確立を進めるものということです。具体的には、業種、あるいは地域のバランスに配慮しながら県内の中小企業 300 社程度、それに中小企業団体にモニターをお願いします。四半期に 1 回程度を基本に、場合によってはかなり経済状況が急激に変化した等には、機動的にその時点での経営課題ですとか、中小企業振興施策に関する御意見など、具体的な生の声をお聞きしてまいります。

高橋委員

先ほども議論しておりましたけれども、私は中小企業といえども、大変これから本当に大きな戦略が求められてくるというふうに思いますし、技術提携だとか、ますます産学公

の連携が必要になってくるというふうに思います。

ところで、中小企業活性化推進条例の第8条には、大学等の責務ということがうたわれておりますけれども、この大学の参加というのは、この条例施行事業費の中ではどんなふうに考えているのでしょうか。

産業活性課長

大学は、大学の研究成果を持っておりますので、様々な場面で大学に現在でも御協力はいただいておりますけれども、新しいところで申し上げますと、条例施行前ですが、今年も中小企業活性化推進月間というものを実施いたしました。実は、昨年にも試行的に実施しております。昨年の場合ですと、大学の協力というものが一つもなかったのですが、今年には大学にも呼び掛けまして、5大学に協力をいただき、4大学は後援という形で御協力をいただいたということですが、1大学のみ横浜国立大学につきましては、大学の公開セミナーという形で、この月間において協賛事業として位置付けて公開セミナーを実施していただいたことがございます。今後とも、大学等に広く呼び掛けまして、県の中小企業振興施策に御参加、御協力いただくように努めてまいりたいと思います。

高橋委員

大学はなかなか敷居が高くて、中小企業の方が入りにくいとか、いろんなお声もあると思いますので、そういう連携の強化を一層推進すべく要望しておきたいと思います。

ひいては、大学卒の方のそういう就職の場、また研究の場、そういうことで有効だというふうに思いますので、是非連携を強化していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

ところで、この条例施行事業費で、審議会を設置するというふうに側聞していますけれども、この審議会の委員構成や設置のスケジュールについて確認しておきたいと思います。

産業活性課長

中小企業活性化推進審議会の委員構成の面ですけれども、中小企業施策に造けいの深い学識経験者などの有識者、それから中小企業等で構成される経済団体、金融関係団体、中小企業支援機関、労働関係団体などの団体を代表する方、それから企業経営者、市町村の代表者、さらに公募により選任された委員、こういった方などを合わせまして20名で構成することを考えております。

このうち、公募委員につきましては、3月17日まで公募期間としまして、現在委員の公募を行っているところでございます。

また、他の委員につきましても、選定を今後進めまして、審議会開催に向けた日程調整を行った後、新年度4月ないし5月には立ち上げたいというふうに考えております。

高橋委員

それについては、これまでの懇話会とはやはり明確に色合いを違えるものにすべきだというふうに認識していきまして、やはりこれは商工労働部長に伺いたいのですけれども、例えば、今、円高、それから高齢化ということで、こういう時代背景がある中で、本県の中小企業をどういうふうに盛り立てていくか、中小企業のみならず、産業活性化戦略ということを従来も聞いてはいますが、これは単なる懇話会というレベルではなくて、もっと今おっしゃったようにかなりステージがアップされた専門的な知見が問われる場になってくるのかなと思います。こういうことについてはどういう御見識をお持ちなのでしょう。伺っておきたいです。

商工労働部長

今回の経済関係、経営不況については、やはり本県のみならず我が国産業構造が、全体の在り方が問われていると思います。こうなると、やはり外需依存型から内需拡大型にしていこうということでございます。本県は数年前からと言うか、数十年前からですけれども、付加価値の高い産業を起こしていこうという形で、特にこの平成16年からインベスト神奈川によって、世界的なレベルの研究所、それから中小企業でもものすごく高度な先端分野といった形での企業の誘致に取組、既に午前中にも報告させていただきましたけれども、70社72件の申請を頂いております。こういった足腰がしっかりした産業構造にしていくということを考えています。

それから、今回の新しくできる審議会ですけれども、今までの懇話会、単なる任意団体から条例に基づくいわゆる審議会という形になりましたので、今産業活性課長が答弁したように、それまでの中小企業を支える分野での専門家に入ってくださいまして、しっかりと議論をしていく、そんな会議にしていくということです。

高橋委員

今おっしゃったように、条例に明確に位置付けられた審議会でございますので、そういった意味では本県の正に中小企業振興、産業活性化が我が国の産業の姿勢を位置付けていくぐらいの気概で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

ところで、中小企業活性化推進条例で今おっしゃったように、PDCAサイクルを回していくということですが、今施策を検証する考え方を示していただいたわけですが、具体的にどういう形で進めていくのか、伺っておきたいと思っております。

産業活性課長

PDCAサイクルは、中小企業振興施策の施策を検証して次に生かしていく、こういう関連サイクルでございますが、具体的にはまず毎年度事業終了後に中小企業活性化推進計画を現在作成中でございますが、こちらの小柱であります構成事業レベルで事業の実施状況を取りまとめます。これにつきまして、次に中柱でレベルの取組の基本的な方向ごとに目標の達成状況、成果、課題、今後の取組などについて整理をいたしまして、県としての検証を行う。これが第1段階です。

次に、この検証結果を基に、ただ今御答弁申し上げました中小企業活性化推進審議会に諮りまして、御意見をお聞きし、さらに、検証結果をインターネット等で公表しまして、中小企業活性化推進モニターやその他の一般の中小企業の方々から御意見を頂き、この結果を踏まえまして、施策を見直して翌年度以降の施策の実施方法ですとか、あるいは予算に反映させて事業を実施していく、こういった形で毎年効果的な実施に努めていくというふうに考えております。

高橋委員

以前にも要望させていただきましたけれども、この条例の中で推進計画を策定していくということですが、やはりその計画の中で、数値目標を明確に定めるべきだというふうに申し上げましたけれども、目標の設定についてどうお考えなのか確認しておきたいと思っております。

産業活性課長

計画の目標の設定につきましては、中柱ごとに具体的な目標を設定するという考え方をしております。今回、計画の素案の概要を御報告させていただきましたけれども、現時点では、具体の数値目標は入っておりませんが、数値目標として設定しようとしている項目

について今回記載させていただきました。目標につきましては、できるだけ分かりやすく施策を実施することで得られる成果を記載することを基本にしまして、具体的に詰めてまいりたいと考えております。

高橋委員

かつての産業競争力強化戦略、ここには明確に数値目標が示されておりました。したがって、これよりも後退することのないように強く要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 それでは、このことにつきましては以上で終了したいと思っております。

商店街活性化支援策について、伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大変商店街のこの状況、厳しさを感じているところですが、現在の消費動向についてどう認識しているのか、確認しておきたいと思っております。

商業観光流通課長

報告資料その3にも記載がございますけれども、現在の個人消費の動向、全国の状況についてまず申し上げますと、内閣府の月例経済報告で言いますと、昨年12月の時点ではおおむね横ばいだが、足元で弱い動きも見られているという状況でございますけれども、1月はこのところ弱含んでいるということで、さらに2月の報告では緩やかに減少している、2箇月連続で下方修正をしております。景気の急速な悪化が消費マインドにも波及したというふうに分析しております。

また、本県の状況でございますけれども、日銀横浜支店の1月分県内金融経済概況を見ますと、やはり景気の悪化に伴いまして、個人消費が弱まっているということをおっしゃいますし、また神奈川産業振興センターが実施しております10月から12月期の中小企業景気動向調査によりますと、小売業の10月から12月期の動向は、昨年7月から9月期が0.3ポイント増えていたものが、マイナス66.4%となっております。今後の状況についても更に悪化するという見方が多くを占めているということです。このように県内、景気悪化の影響で、県内小売業関係は本当に厳しさを増しているというふうに認識してございます。

高橋委員

今御報告いただきましたように、大変小売業を取り巻く環境は厳しいということが理解できますが、ところで本県は商店街活性化に向けてどのような施策を実施しておられるのか、確認しておきます。

商業観光流通課長

本県の商店街活性化施策でございますけれども、重要な柱となるのは、三つの助成制度でございます。まず1点目は、商店街のアーケード、また安全・安心まちづくり施設等のハード整備を支援するための商店街施設整備事業でございます。2点目は、商店街が行う空き店舗活用事業、あるいは商店街の活性化につながると期待される業種などの開業への支援を行います空き店舗有効活用支援事業です。3点目は、商店街が取り組むブランド開発事業ですとか、あるいは環境、安全・安心、子育て世帯支援等、そういった社会的ニーズに対応したソフトの取組を支援する商店街強化支援事業、この三つの事業によりまして商店街の支援をしているところでございます。

それ以外にも、こういった施策を推進するに当たりましては、効果的に実施ができるようにアドバイザー派遣制度を設けております。また、商店街と大学、あるいは地域団体と

の連携を促進する商店街・大学・地域団体パートナーシップ促進事業によりまして、商店街の活性化を推進しているところでございます。

高橋委員

商店街活性化施策はあれもこれもという形で、いろいろ万策を打っていただけたらと思いますけれども、この商店街活性化につきましては、地域のまちづくりの主体である市町村との連携が欠かせないと思いますけれども、どのように連携が行われているのかということとともに、現在各市町村も様々な取組をしております。そういった中で、成功事例、こういったことについてどういうふうに把握して、それをどう広く展開していこうとしているのか伺っておきたいと思います。

商業観光流通課長

まず、1点目の地域の主体である市町村との連携方策ということでございますけれども、私どもが推進する商店街振興施策のうち、先ほど申し上げました商店街施設整備事業と空き店舗有効活用支援事業につきましては、市町村と協調補助という制度になっておりまして、常に市町村と二人三脚で商店街を活性化していくということでございます。

さらに、毎年市町村の商業振興主管課を集めた会議で県の施策を説明しまして、連携方策等について意見交換を行いますとともに、市町村の今後の振興施策について、毎年ヒアリングを実施しております。できるだけ県と市町村が施策面で連携、協調して効果的に振興策が推進できるようにしているところでございます。

2点目のこういった地域における取組の成功事例ということでございます。これは、取組の成功というのは何をもちょう成功というのか、なかなか難しい部分もございますけれども、私どもで把握しております非常に効果を上げている事例を幾つか整理をして申し上げますと、まず例えば、空き店舗を活用した商店街、にぎわったという点では最近この新制度を活用して商店街ににぎわい施設、コミュニティカフェ、そういった従来の商業機能以外のにぎわい施設をつくる例が増えています。例えば、平塚の紅谷町の商店街では、手づくり職工房というコミュニティ施設をつくっております、市民の方を対象にした手づくり料理教室ですとか、そういった活動でにぎわいに貢献しているという事例がございます。

また、大学やまちづくりNPOなどと連携した商品開発などにおいても活発化しております、ちょっと事例を申し上げますと、例えば、川崎市の西生田の商店街と日本女子大学が連携をして、スイーツなどの商品開発をして川崎商工会議所のブランドとして認定されたというような成果が出ているような事例がございます。

それから、3点目に最近特に目立つ例といたしまして、マイバッグですとか、あるいはエコポイントといった環境の視点に立った取組であります。これが大変増えておりまして、成果も上げています。一例を申し上げますと、川崎市元住吉ブルーメン通り商店街では、平成7年にドイツからエコバッグの輸入販売をしたのをきっかけにいたしまして、マイバッグ持参運動を考えまして、さらに平成12年からはペットボトルリサイクル運動、さらに平成13年には空き缶回収機を設置する、こういった取組を経て、平成15年から1店1エコ運動という形で、商店街の中の店舗は何でもいいから一つでも環境に役立つ活動しよう、こんな活動が広がってきているというような例もございます。

特に、こういった環境の視点に立った活動、それから先ほど空き店舗の活用したコミュニティ施設の開設、あるいは大学との連携による商品開発と、こういった事業が非常に成果を収めている事例だというふうに考えております。

高橋委員

大変そういった意味では空き店舗活用ですとか、そこにコミュニティスペースを設ける

とか、また場合によっては横浜市の私の地元では、そこに行政情報を集積していれば行政のサテライトオフィスのようなそういうスペースを設けて、住民の関心事がそこに集まるような、今おっしゃったように、そこには環境への取組があり、福祉の取組があり、まちづくりの取組があるような情報の集積スペースの取組が施行されているということを御紹介しておきたいと思います。

今環境の視点に立った活動が一つ御紹介されましたけれども、私はエコポイントの取組も時宜にかなっているのではないかなと思います。例えば、プリペイドカードで私どもがよく利用しているJRのスイカがございますね。これも非常に昨今購買力を上げるのに大変な効力を発揮しているということです。スイカの利用は電車に乗る用だけじゃないのですね。いわゆる駅の中の商店の物品を買うには、プリペイドカードのスイカが活用されているということになりますと、このプリペイドをうまく活用して、やはり商店街を活性化していくということも大事な視点ではないかなと思います。駅中志向からまち中志向にと、こういう造語がありますけれども、これは非常に一つのヒントだと思います。このプリペイド化について、県として支援する仕組みはないのか、どうなのかちょっと御見解を伺っておきたいと思います。

商業観光流通課長

こういったプリペイドカード導入の県の支援策につきましては、単独の支援策ということではなくて、先ほどもちょっと御紹介させていただきました商店街競争力強化支援事業という事業の中で、商店街においてこういった取組をやる場合に、システムを構築する場合にこういう商店街強化支援事業が利用できる可能性があるということでございます。

また、その際に、例えば、ハードの設備を導入する必要があるという場合には、場合によっては商店街施設整備事業の補助金が利用できる可能性があります。

また、こういったシステムを導入するに当たりまして、専門家のアドバイスが必要になりますので、その場合にふさわしいアドバイザーを派遣するというアドバイザー派遣事業が考えられます。こんな支援策が活用できるのではないかと考えています。

高橋委員

非常に前向きな施策が今講じられるかなという思いで質疑を行っていますが、せっかくある事業、具体的に展開するために商店街の先進的な取組を広げていくために、県として今後どのように商店街活性化に取り組んでいくのか、確認しておきたいと思います。

商業観光流通課長

私どもとしては、これからの商店街活性化というのは、一単独の商店街でやる取組には限界がございますので、地域全体でしっかりしたビジョンを共有して地域にいらっしゃる様々な方々、それと地域の学校ですとか、自治会ですとか、あるいはNPOですとか、そういった様々な方々が参画と連携をしながら地域のまちづくりと一体となった形で進めることが必要なのではないかというふうに考えております。

また、そのためにはまちづくりの活動を担う人材を育成する必要があるということでございます。こういった認識に立ってまちづくりの観点からこういった地域が一体となって先進的な取組を行う商店街を対象に、今年度商店街まちづくりモデル事業をスタートすることといたしました。また、合わせて若手商業者を対象とした人材育成事業として、若手商業者連携促進事業というのをスタートする予定でございます。

今後、こうした事業を通じて一つでも多くのまちづくりの成功事例を生み出しまして、その成果をほかの商店街にも波及させることによりまして、県全体で商店街活性化に向けた取組の機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

高橋委員

まちづくりモデル事業ということで、国でもいわゆるコンパクトシティと言いますか、一つの都市計画の在り方の中にも商店街をしっかりと据えて、生活空間として機能を高めていくということも既に取り組んでいるということを知っておりますけれども、是非本県でもそういう人づくり、まちづくり、商店街づくりに取り組んでいただくことを要望しておきたいと思っております。

先ほど、ハード、ソフトにわたる商店街のいろんな支援策ということで御紹介いただきましたけれども、例えば、プレミアム付き商品券の発行ですね。これについて今、私が側聞しているところでも湯河原町、それから相模原市、海老名市、横須賀市の様々なところで発行していくという情報を側聞しておりますけれども、このプレミアム付き商品券の発行については、先ほどおっしゃっていただいたハード、ソフトの支援システムの中で強く後押しをしていただけるということによろしいでしょうか。

商業観光流通課長

プレミアム付き商品券の発行自体につきましては、先ほどの私どもの支援メニューの中には実は含まれてございません。ただ、例えば、先ほどの商店街競争力強化支援事業の中で、地域の環境に配慮した商店街の活動、その一環として、例えばエコポイントのカードシステムを導入することに対しては支援が可能でございます。

高橋委員

要するに、何でもかんでもということではなくて、そのように時宜にかなったエコということ、そういう施策課題に連携したものでしたら応援のしようがあるということを受け止めたのですが、これはいわゆる法人会とか言うところを経由してなのか、直接の助成事業なのか、もう一度確認しておきたいと思っております。

商業観光流通課長

これは、県直接の助成事業でございます。

高橋委員

是非、この国の定額給付金の事業とともに、相まってプレミアム付き商品券を発行して経済活性化していきたいと思っております。ニュースによると鳥取県のあるところでは、20%のプレミアム付き商品券を発行するということです。定額給付金は2兆円規模ですけれども、本県で1,300億円強の定額給付金をどうやって県内商店街の消費に還流させるかということは、大事な視点だと思うのですが、このことについてどういう視点を持っていらっしゃるのか伺っておきたいと思っております。

商業観光流通課長

消費喚起という意味合いでは、プレミアム付き商品券の発行というのも一つの地域活性化の手法であるというふうに考えております。これにつきましては、商店街の置かれている状況というのは県内地域によって様々でございますし、基本的には私どもとしては県内市町村の方の役割として取り組んでいただくべきものかなというふうに現段階では認識しております。

高橋委員

是非、市町村とともに、いわゆる県の法人会ですね、そういったところは、19法人会

あります。所管している県としてもその法人会にそういったソフト施策で現場の市町村と、商店街と連携がとれるように、そういうことを促していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

私はそれを県の商工労働部の大きな責務だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、県の商店街活性化施策については大体報告いただいたのですが、国の支援策にはどのようなものがあるか、どう本県はそれを活用しているのか、確認しておきたいと思います。

商業観光流通課長

商店街振興に係る国の支援策といたしましては、経済産業省の方で中小商業活力向上補助金という制度を設けております。この補助金は例えば、商店街の省エネ型アーケードを整備したり、あるいはバリアフリー化、カラー舗装といったハード事業、それから、先ほども触れました電子マネー等のシステムを整備する、あるいは空き店舗を活用したチャレンジショップなど、いろんなメニューが活用できるという制度でございます。

本県では、実は活用例が余り多くございませんので、平成19年度に神奈川県商店街連合会がAEDを設置したという例が1件、それから、平成20年度につきましては、厚木商工会議所が市内の商店街でアーケードの撤去を行っております。これに国の制度を活用しております。そんな状況でございます。

高橋委員

側聞すると、国の支援策は法人商店街しか活用できないメニューが多いので、非常に使い勝手が悪いということを知っております。アドバイザー等も活用していただいて、できるだけ活用されるように指導を今後徹底していただきたいと思うところであります。

ところで、国が緊急雇用対策として打ち出しましたふるさと雇用再生特別交付金について、いろいろ質疑がございましたけれども、これを商店街活性化事業に活用することは考えられないのでしょうか。例えば、カード決済システムの導入や、商店街のホームページ作成等の情報化事業、こういったところは間違いなく人手を要しますし、緊急雇用対策になるとは思いますけれども、どういう御見解か確認しておきたいと思います。

商業観光流通課長

午前中の質疑でもございましたように、ふるさと雇用再生特別交付金につきましては、例えば、事業費に占める新規雇用、失業者の件数割合が2分の1以上であるということですか、あるいは事業終了後も雇用の継続が見込まれるという条件が付いています。したがって、この交付金を今委員お話しした商店街の情報化事業に活用するに当たりましては、そういったハードルをクリアする必要がございます。今後商店街の、あるいは商店のホームページ作成あるいは商店街のハードシステム導入等、この枠の中で活用が可能かどうかということにつきまして、現在実際にニーズがあるかどうか、あるいは事業の継続可能性がどうかという観点から検討しております。クリアできるようでしたら、今後は是非活用を検討してまいりたいと、このように考えております。

高橋委員

どちらでもいいのです。ふるさと基金でもいいのです。緊急雇用基金でもいいのです。要するに、どちらの要件に合うかというのは、もう皆様がプロですから、それはもう一番タイムリーなものを使えばいいので、今のような状況にありますと、のどから手が出るほど欲しいと言うか、使いたいところはあると思うので、是非積極的な取組をお願いしてお

きたいと思います。よろしく申し上げます。

神奈川県から発信するぐらいの基金活用事例として、全国に先駆けて発信するぐらいの取組を強く要望しておきたいとこのように思います。

それでは、次の質問に移ります。

インベスト神奈川終了後の企業誘致等について、先ほど来、いろいろと質疑がございましたので、何点か確認させていただきたいと思います。

そもそもなんですけれども、インベスト神奈川で助成した中小企業の最低投資額が10億円、県内中小企業では2億円となっておりますけれども、こうした最低投資額を設定した理由について再度確認をしておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

制度設計の段階では、県内に来られる人すべてに助成するというわけにもいきませんので、産業集積という観点から考えまして、ある程度核となつていただくような求心力のあるような企業の進出を誘導するというような必要から、助成対象というものの最低の投資額を設定したというふうになっております。

また、中小企業に対しましては、その実態をかんがみまして、大企業と比べまして当然ながら小規模なわけでございますので、要件の緩和が必要であり、核の中小企業の立地動向等にも勘案して10億円を最低投資額として設定いたしましたものでございます。

なお、平成11年から17年までの5年間の工場立地動向調査で10億円以上は大体25件ぐらいあるので、ちょっと背伸びしていただければ届くような範囲かなということで、また県内で一定期間操業していただいた企業は、これまでずっと地域経済にもあるいは税收にも貢献してきていただいている企業でございますので、県外企業の先ほど申し上げた10億円より緩和させていただいて、当初は5億円、現時点では2億円という形で投資額を引き下げているところでございます。

高橋委員

平成16年12月にインベスト開始ということで、今おっしゃった要件は右肩上がりのこういう経済状況下では理解できなくもないのですが、今ポストインベストについてこれから模索していきましようという段階で、この考え方がいつまでも通用するかなという素朴な疑問から始まったわけであります。

そこで、こういった世界的な経済環境の変化において、本県産業もかなり変化していくのではないかなと認識しているのですが、ポストインベストでは、経営が安定して大きな投資を可能とする企業だけではなく、私はこれから生まれてくるそういう成長の芽のある若い企業、こういったところへの支援ということに軸足が置かれてもいいのではないかなと思うのですが、どういう御見解か伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

御指摘のとおり、将来の成長分野と言われますと、EVですとか新エネルギー分野というのを見ましても、例えば、先日インベスト神奈川の助成制度の申請だと、家庭用のリチウムイオンバッテリーを製造しているエリーパワー、これはいわゆるベンチャー的な企業でございますので、このような構造が大きく変わるときにはこういう若いと言いますか、企業が活躍しているということかと思えます。こうした企業を県として支援することは当然ながら産業競争力の強化として大切なことだと認識をしておりますけれども、現制度におきましては、税金であります大きな助成金を交付するわけでございますので、操業日数が短い企業について、経営の安定性を見極め、将来10年間やっていただけるかどうかというのを見極めるのは極めて難しいという面もありまして、現時点においてはある程度操業

規模と言いますか、要するに10億円の投資をするということは、かなりの規模、安定性がある言うことで、小規模な投資の場合には対象にしないというのはこれまでの制度の考え方だというふうに考えます。

また、大規模投資は周辺地域に大きな経済波及効果をもたらしますので、これまでのような取組を進めてきたわけですが、確かにおっしゃるとおり、いろいろ時代も変わってきておりますし、果たして支援策がどのようなものであるか、我々の方で検討して、投資の規模や操業期間の調査などもバランスの良いような制度にしていくよう検討を進めていきたいなというふうに考えています。

高橋委員

小さな企業にファンドが付いたり、かなり安定したバックがある場合には、一つの選択基準として、総合力としての考え方も成り立つのではないかなと思います。1社ではなかなか限界がありますが、今のような考え方で御検討いただければと思います。

先ほど、持田委員のお話の中で、日産のリースバックの話が出ておりましたけれども、ちょっとリースも低廉なリース料ということでありまして、そこにインベスト神奈川の効果が及ぶということになるわけですが、そもそもリース料は税法上損金勘定できますよね。そういった中で、インベスト神奈川の対象とした意味というのは、どういうふうに考え合わせればいいのですか。

産業活性課企業誘致室長

当初施設の新設、増設のほかにリース契約も助成対象として考えた理由は、例えば大企業に比べまして、経営環境が厳しい中小企業の場合に、購入によらず、ファイナンシャルリースみたいな形で工場自身、あるいは土地をリースにして初期投資を軽減するというような形態が考えられるだろうということがあったためです。みなとみらい21地区というのは、オフィスビル等々ができてリースをするわけですから、そここのところに本社等が来た場合にも誘致として誘致支援策として対応できるように、リースに対しても助成対象としたということでございます。

高橋委員

全然かみ合っていないですね。何でこんなことをいうかということ、横浜市は、リースは対象外なのです。神奈川県だけ、リースも対象にしている、要綱の中にリースも含むと入っているだけなのですけれども、手引には10年間のリース事業ということが入っているのですが、この実施要綱の中に10年間とは入っていないのです。今申し上げましたように、税法上恩恵がある契約形態に対して、インベスト神奈川の対象にしたということはどういうふうに考え合わせたらいいのでしょうか。なおかつ、本県の場合は10年間と定めているのは、要綱でもなければ実施要領でもなく、手引ですよ、いわゆるお話し合いで、10年間ぐらいは何とかリースしてくださいよという話で、そもそも実施する段階において、ある程度の総額を担保ができないということは問題ではないかと思いますが、インベスト神奈川と税法との関係で、どういうふうに考え合わせたのかなということが疑問としてあります。この辺について、どういう御見解だったのですか。

産業活性課企業誘致室長

損金として参入できるということは、承知していなかったもので恐縮なのですけれども、10年間のリース料について、要綱上にリース対象というのは、10年分の経費ですよという形で明言はされてはいませんが、10年の操業義務を要綱上課しているということと、助成金は10年の分割払ですよということからかんがみて、当然10年のリース料が

対象だろうということを踏まえることができると思います。制度当初から企業にお示しする申請に当たっての手引書等には、リース料は10年の経費が対象ですという御説明はさせていただきます。

高橋委員

それでは、例えばリース契約の変形で、30年、40年間不動産を償却しなければいけないものについて、傾斜配分して10年間だけ多額で償却して、あとは低廉な額でリース料を設定した場合には、どういうふうに解釈しますか。

産業活性課企業誘致室長

リース料につきましては、当然例えば別の会社と話し合っ、極めて低額あるいは極めて高額ということもあり得ないことではないと思います。当然、対象経費の認定に当たりましては、近傍の価格、賃料、リース料、これは実際土地をインベスト神奈川の助成を受けた企業が投資して、リースでないケースも付近の取引金額等すべて調査して、ある程度妥当性を勘案させていただきますので、同じようにリース料についても近隣動向と同じような形のリース代金と比較して、審査していきたいと思っています。

高橋委員

そういうことを言っているのではなくて、リース契約の中身が一定リース料金だったらいいんですけども、最初の10年間だけ高額で、いわゆる漸減方式のリース契約だった場合には、どういうリスクが県の方に出してしまうのでしょうか。10年間だけ本県のインベストで、いわゆる肩代わりと言いますか、助成していくということのリスクが大きくなるように、担保はどこかで打っておられるのでしょうか、そういうことの実情です。

産業活性課企業誘致室長

繰り返しますけれども、やはり当然相場価格と言いますか、その地域における金額というのは不動産情報等でありますので、当然その辺の金額と比較の中で前の10年を高額とする、そうしたような契約の場合というのは、当然対象にならないのかなと思います。審査会等の学識経験者との御意見を踏まえての審査になりますけれども、当然不公平と言いか不正な脱法的な形でのリース契約というのは我々としては認められないということです。

高橋委員

総額の設定の仕方、及び総額金額によるリース料金の設定の仕方については、よくこれは相手方の一方的な利にならないように、私はしっかり理論的に構築しておくべきではないかなということを申し上げておきたいと思います。

そもそも考えますと、どうしても総額があるときに、10年間だけ多額助成をしてもらおうという考え方が成り立ちやすい制度ではないかなと懸念するが故に、申し上げているのであって、インベスト神奈川そのものにけちを付けているわけじゃないのですね。手引の中で、相対してやるというところに、法的な担保力がしっかりあるのかなということを懸念したものですから、審議会ですっかりと検討していくのでしょうかけれども、その辺のところを再度リスクがないようにちゃんとやっていただくことを確認させていただきたいと思います。

商工労働部長

答弁させていただきましたけれども、当然みなとみらいの地区といたしますと、平米幾

ら、坪幾らというリース単価というものがあります。そのリース単価かというものを十分に尊重させていただいた上で、仮にそういったリース契約があるようでしたら、そのリース契約を尊重させていただいて、行政としての判断をする。また、審議会としての御判断を仰ぎたいという考えでございます。

高橋委員

是非、遺漏のないようによろしくお願いしたいと思います。

続きまして、このインベスト神奈川の経済波及効果の中の県内企業の活用状況については、今回報告いただいたわけですが、これをどう評価しているのか伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

設備投資について、資料のとおり県内企業の活用状況は、建設当時に関しましては、点数で53%、金額で50%と半分になっております。これを私どもが資料を頂いた9社分について詳細に内容を分析してみました。建設当初、建物の建設とそれからいろんな設備、ライン系のものと二つに分けて整理しますと、実はこの9社、建物の建設については、約87%が県内企業で発注しているということでございます。それから、設備につきましては、県内の調達10%程度でしたので、結果として53%という数字になったのかなというふうに考えております。

やはり、インベスト企業は高度先端産業でございますので、技術力の高い企業を対象としておりますので、設備類につきましては、かなり特殊な機械などを設置する傾向にあるのかなと思います。その結果、調達先も県外ですとか、海外に比率が高くなってしまおうと考えております。

また、操業における実績につきましては、今回の調査における活動、やはり件数で48%ありますけれども、金額では33%ということでございますので、先ほど御答弁させていただきましても、やはり世界を舞台にする企業でございますので、素材の調達に当たり、グローバルな視点で業者を選定するという傾向があるのかなというふうに考えております。

しかしながら、今後先ほどの話ではございませんけれども、インベスト神奈川の助成を受けた企業が立地する研究所と県内中小企業とがいろいろ技術交流等をしていただいておりますので、今後企業が地域に定着するに伴いまして、県内中小企業の活用率が向上するようインベスト企業に対して、これまでも働き掛けてきましたけれども、より強く働き掛けてまいりたいなというふうに考えております。

高橋委員

是非先ほども指摘されておりましたけれども、県内企業への経済波及効果を一層高めるように是非お願いしておきたいと思います。

そこで、この経済波及効果の調査や拡大の取組は県内及び他の自治体でも行われているのか、確認させていただきたいと思います。

また、企業の立地効果を県経済に広く波及させることが当然必要なわけですが、どのようなふうに今後ソフト施策を考えているのか、確認しておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

他県での状況につきまして、北海道、それから千葉県、埼玉県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、福岡県、8道府県に照会させていただきました。

結果でございますけれども、具体的な施策というところには至っていないということで

ございます。ただ、大阪府だけが基本的に補助率は基本的に5%です。それにつきまして、例えば土地を購入すると更に5%上乘せ、それから例えばさらに大阪府内企業に100社以上新規に取引したとか、助成金と同額以上の取引を大阪府内で新規につくっていただくと、更に5%上積みするというようなインセンティブを与えるような取組がございますけれども、特に他県でその他の7道府県では特段の取組はなされておらないということでございます。私どもの方の取組としましては、これまで実はインベスト神奈川の助成企業が決まりますと、その企業の建設工事の調達担当のお名前、セクションを商工関係団体の方に私どもを通じて、是非地元へセールスしてくださいというような御案内を出してきたということがございます。今後ともこうした取組をやるとともに、窓口を御紹介していきたいと思っています。

先ほどの話とちょっとだぶりますけれども、やはりビジネスライクですから、どうしてもある程度技術力があるものでないと、なかなか取引関係に入れないということですから、今後とも技術交流等で中小企業の技術力を向上していただくような取組を進めていきたい、こんなふうに考えております。

高橋委員

先ほども出ておりましたけれども、自動車産業、エレクトロニクス産業、大変主力産業で頑張っているわけですが、大変景気後退の影響をもろに受けておられます。先ほども答弁でポストインベストの対象業種についての考え方が示されたと思いますが、再度どのように考えているのか、ポストインベストの対象業種について確認をおきたいと思えます。

産業活性課企業誘致室長

本県の産業活力を将来にわたって維持、発展させるためには、まず現在の産業集積の状況、これはやはり長い間の集積ですので、次の段階に行くにも先ほどの答弁ではないですけれども、プラットフォームになり得る産業の広がりだというふうに思っております。当然こうした他地域に関して優位性を持つ産業分野というのは、これからも大事な産業分野だと考えております。

それから、将来の本当に最後の活力の核となるような産業は、先ほどのお話にも出た環境産業ですとか、航空宇宙産業、恐らくその分野が入るのかなと思います。

あと、もう一つ、地域経済の活性化について、いろいろ市町村ともヒアリングをする中で、やはり高度先端ではないけれども、地域の雇用の場、活力の場を発揮していただく産業というのをヒアリング等でも聞かせていただき、大事だというお話を頂いておりますので、こうした多様な地域の活性化を実現するための、多様な産業分野について幅広に考えていくことが必要というふうに思っています。

それから、先ほど申し上げたとおり、既に集積ある技術力がプラットフォームになりますので、バランスにも配慮しながら先ほどの産業構造を考えながら、ターゲットを絞っていきたいなというふうに思います。

高橋委員

そういう環境、バイオ、エネルギーという新産業をにらんでいらっしゃると思うのですが、航空機産業でしたら当然羽田の国際化ですとか、太田区周辺の中小企業も視野に入れた、大企業との連携の中でのそういった産業集積もねらっていけるかなと、こんな思いもいたします。

もう一つ、本県でも停車が期待されておりますリニア新幹線、こういった産業も非常に部品点数も多いでしょうし、次世代のものでしょうから、これも是非航空機産業とともに、

産業集積の糧としては、指向しておいていただきたいなど、この辺も付け加えさせていただきたいと思います。

もう一つ、大規模な助成金等による経済的インセンティブだけではなくて、企業との連携や、サポート体制、そういうソフト施策もポストインベストの検討に当たっては、重要じゃないかなと思うのですけれども、そういった視点はどのようにお持ちなのか、伺っておきたいです。

産業活性課企業誘致室長

企業が立地先を決定する要素といたしましては、当然交通インフラとか、整備状況、あるいは人材確保の状況ですとか、あるいは現在の取引先との近接性等、様々な要素があるものと考えてございます。御指摘のとおり、企業との連携、サポートにつきましても、例えば大企業であれば神奈川県では技術力のある中小企業が多いため、製品開発等のために優位であるとか、あるいは中小企業であれば、逆に自社の技術を活用してもらえそうな大企業が多く集積していると、こうしたことも一つの大きな立地の魅力になるものというふうに考えております。

現在、神奈川R&Dネットワーク構想で、こうした場面を行政がコーディネートしているわけですが、企業誘致を進める上での企業の操業環境の向上の面ということでも大変重要な取組なのかなというふうに考えてございます。

こうした観点で、これまでの取組の成果を踏まえながら、施策としていかに取り組めるかということ、更に検討していきたいなというふうに思います。

高橋委員

検討をどんどん進めていただいて、都市間競争に打ち勝っていただきたいなと思うのですけれども、我が国も世界にしっかりごするようものに体制を整え直す必要があります。

先日、日本ビクターが国内事業所の再構築に当たりまして、八王子工場の機能を横須賀工場に集約するということが、横須賀工場を国内の基幹工場に位置付けるという報道がありましたけれども、こうした動きを促進していくことも今申し上げました本県経済の活性化にとって大変有意義であろうというふうに思います。国内製造拠点や、グローバル拠点などの立地について、何らかのプラスアルファと言いますか、ボーナスポイントと言いますか、そういったことを付与することによって集積が一層促進されることにはなり得ないかなと思いますけれども、どういう御見解か伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

企業誘致を進める上では、1社を誘致するよりも、クラスターじゃないですけれども、関連企業、その企業の近接を求めて周辺に立地する、いわゆる集積を呼ぶような好循環というものが産業競争力といいますか、集積に厚みを増すために大変有効だなというふうには認識しております。お話のグローバル拠点の立地というのは、これは全く私も同感で、よだれの出るほど欲しい拠点ではありますけれども、そのためインセンティブを設けて重点的に誘致をするという考え方につきましても、新たな制度でどのような仕掛けができるか検討を進めていきたいというふうに思います。

高橋委員

企業のCSRの取組促進について確認しておきたいと思いますが、この報告書の中で、非常に企業のCSRの促進のところで、なかなか十分に果たされていないという数字が示されておりましたけれども、とりわけインベスト神奈川第2ステージでも企業のCSR、社会的責任ということが求められて久しいわけですが、雇用環境が厳しい中

で、障害者雇用の促進にどのような効果があったのか、インベスト神奈川の助成企業の障害者雇用の状況について確認をしておきたいと思います。

また、新たな企業誘致施策を検討するに当たって、このCSRの取組促進について、どのように考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

企業のCSRの取組を促進するための制度的な仕組みというのは第2ステージより導入させていただきまして、障害者雇用につきましても、法定雇用が未達成の場合には、所定の助成率から0.5%マイナスするというような形で、第2ステージは取り組んでいます。ただ、第2ステージ企業の交付申請はこれからということございまして、障害者雇用の状況は、CSRの取組と合わせて今後御報告させていただきたいと思います。

なお、第1ステージにつきましても、助成率の減はありませんけれども、第2ステージの企業と同様地域のモデル企業ということの地域のモデル企業ということを期待しており、CSRの取組をお願い申し上げているところでございます。

そこで、第1ステージの障害者雇用状況につきましても、神奈川労働局の障害者雇用状況報告書のデータを基に調査を行いましたところ、対象業種45社のうち、法定雇用率13社、未達成企業11社、その他報告義務がないのが21社ということで、若干まだ大変調査が追うのが難しいということで、これ整理途中なもので、数字が動くかもしれませんけれども、未達成企業は昨年よりは減っているというふうに考えております。

これまでの障害者雇用につきましても、文書によって要請を行っていますが、今後とも法定雇用率の達成に向けて働き掛けを強めてまいりたいというふうに思っています。

また、新たなインベスト神奈川終了後の誘致策で新たなCSRの取組ということなのですけれども、正直な話、まだそこまで議論が至っていないというのが正直なところでございます。当然ながら企業の地域への貢献というのは大事な視点でございますので、今後検討していきたいというふうに考えています。

高橋委員

是非、この厳しい雇用環境下におけます障害者の方の雇用促進をどうしていくか、しっかりこの法定雇用率以上の目標値を定めておりますし、旗を降ろしていませんよね。是非、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、一つ提案なのですけれども、これは商工労働部だけの話ではないですが、この障害者の害の字を平仮名にさせていただきたい。昨今、漢字の害を使っているところは少ないですね。これは、是非商工労働部から逆に保健福祉部、また他部局にしっかりものを言っていたらいい。こういう環境づくりを小さなところからですけれども、取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

続きまして、ふるさと基金事業及び緊急雇用基金事業の取組について伺ってまいります。

まず、その前に、雇用労働状況の厳しさということで、今障害者の方のインベストにおけるものを伺いましたけれども、昨今の県内の雇用労働状況の厳しさを物語る尺度を示させていただきたい。労働委員会は様々な案件を持っていらっしゃるでしょうから、労働委員会に伺ってまいりたいと思います。例えば、退職勧奨をされたケースですとか、そこから様々な労働問題に発生していくという状況があらうかと思ひます。本県及び国、また法テラスなどの機関、裁判所、いろいろなところでの状況把握があらうかと思ひますけれども、概括的に本県の雇用労働状況の厳しさを物語るものをもし把握していらっしゃるならば伺っておきたいと思ひます。

労働関係調整担当課長

労働委員会の方で取り扱っておりますのは、企業の使用者と組合の就労者との集団的労使紛争関係でございますが、そのうち労使紛争のあっせん等ということで調整を行った企業について、組合員に対して不利益な取扱いを行ったという不当労働の審査というのがございます。概括的にまず件数でございますが、労働委員会のあっせんという形で見ますと、平成18年度から申請件数を申し上げますと平成18年度30件、平成19年度13件、平成20年度1月末のものでございますが、20件、これは、前年度19年度1月末の12件と比べますと、8件多くなっております。

次に、不当労働行為の申立件数で申し上げますと、平成18年度43件、平成19年度27件、平成20年度1月末でございますが、31件、これは平成19年度1月末の数字で申し上げますと、22件ということで、9件ほど多くなっています。

今委員の方からお話ございました、解雇の関係の件数でございますけれども、あっせんの方の形で申し上げますと、過去5年間平成15年度から平成19年度までが大体総件数103件に対して20件、つまり19.4%が解雇の問題でございましたが、平成20年度には20件のうち11件、55%が解雇関係、これは整理とか解雇問題、それから、解雇問題について団体交渉の申入れのあっせんということでございます。

あと、解雇の関係と雇止めの関係、どういうことが多いかと申し上げますと、非正規、つまり正社員以外の方です。この件数につきまして、これは解雇問題だけではございませんけれども、雇止めしているのですが、平成17年度から二、三年間では25.8%だったものが、平成20年度につきましては、20件中9件の45%ということです。正社員以外の方もこのような事件の申請が多くなっております。

あと、私どもの労働委員会で扱っている事件と類似している横浜地方裁判所が行っております労働審判の件数、これは平成18年度からスタートしたのですが、平成18年度95件、平成19年度95件、これが平成20年度1月末148件と平成19年度1月末83件であったものに対して、65件増加ということでございますので、労働関係の民事紛争の関係が多くなっているという承知しております。

高橋委員

ありがとうございます。それでは、そのように先ほど当局から頂いた報告書類の中にも、かなり経営者側としては解雇ということでこの不況下を乗り切らなきゃいけないというパーセンテージが高いということが示されておりましたけれども、国においても第2次補正予算を受けまして、基金を設定して、雇用対策にしっかり取り組んでいこうということで、示されたことは御承知のとおりであります。そこで、先ほども質問が出ていましたけれども、私からも両基金について何点か伺っていきたいと思います。

まず、ふるさと基金ですけれども、平成21年度において具体的にどのような事業に取り組んでいく予定なのか伺っておきたいと思っております。

雇用産業人材課長

両基金の関係でございますけれども、当委員会の提出資料の10ページに記載がございまして、その中にふるさと基金と緊急雇用基金とそれぞれの県、市町村実施分で若干の記載の例示を挙げてございます。お尋ねの、ふるさと基金の関係の平成21年度の実組ですけれども、10ページにもありますように、地域の資源を活用した観光ツアーを行う事業ですとか、専修学校、各種学校にキャリア教育就職支援を行う専門キャリアアドバイザーを配置する事業、あるいは、私立幼稚園の預かり保育の事業がございまして、そのほかに現在いろいろ事業の要件の当否等についても国に問い合わせなどして、精査しているところでございますが、このほか事業といたしまして、県産木材も有効活用を図るために端材を使用した製品の製作、販売を行う事業、県産木材未利用資源有効活用事業といっ

たような事業がございますし、あるいは神奈川の食の学校とかございますけれども、地域食材の収穫、生産の体験、郷土料理の調理方法の習得及び郷土芸能等の見学参加を一体的に行う事業というふうなものを県の方で行います。

さらに、市町村の方でございますけれども、これも精査中でございますけれども、地域に密着した観点から、地域ブランドを育成する事業とか、地域事業を活用した観光企画事業、さらに地域において質の高い介護サービスを提供する事業などが検討されているところでございます。

高橋委員

ふるさと基金、緊急雇用基金ですね、資料を見れば分かるので、大体似ている部分もあるのですが、ちょっと飛びまして、具体的に市町村における事業化についてどのように進めていくのか、今精査中ということもありましたけれども、ざっとどういうふうに進めていくのか確認しておきたいと思います。

雇用産業人材課長

現在各市町村から平成 21 年度に実施する予定の事業計画を提出していただいたおりにして、その内容について国の定める要件に合致しているかなどの確認を行っているところでございます。こうした確認作業を 3 月上旬から中旬にかけて行う予定で、その後調整後の内容に基づき、4 月の初旬ごろまでに平成 21 年実施分の補助金交付決定を行う予定でございます。

ただ、一部の市町村におきましては、4 月当初からの着手を見合わせたケースもございます。既に計画書を提出した市町村におきましても、今後の雇用情勢や地域ニーズの変化などから追加事業を希望されるケースもあろうかと思えます。県としましても、大変厳しい雇用環境に直面している地域の方々に 1 日でも早く、そして 1 人でも多くの方に支援を行えるように市町村から追加事業を希望された場合には、できるだけ早期に追加交付ができるように調整を行いたいと考えております。

高橋委員

県内各市町村の事業計画を出していただいて、それを精査してそれに基づいて補助金交付申請を受け、補助金決定していくということですね。川崎市が平成 21 年度から 3 年間で 7 億 7,700 万円ということで、かなり新聞報道されていましたが、これはどういうふうに解釈すればいいのですか。

雇用産業人材課長

私どもも、川崎市が行った記者発表により掲載された神奈川新聞の記事を拝見しています。先ほど私どもが説明したとおり、市町村からの事業計画書を頂戴しております。ただ、その中には採択のいろいろな要件に当たって、グレーゾーンのものがあるのが一般的でございます。国で指定されている要綱、実施要領について記載のない部分について例えば、再委託方式がいいのか、悪いのかとか、それは現時点で国に照会させていただいて、要綱、要領になくても、再委託方式は駄目である、あるいは、最低雇用期間ということが例えば考えられますけれども、月に何日ぐらい雇用しなければいけないのかということがございます。どの程度月に雇用をしなければいけないのかとか、そういったことを事業計画書の内容に盛り込まれたので、採択してよいものかどうかというものについては、その都度国に照会してそれをまたフィードバックしていくと、各部局でもそういった作業を行っております。

これは、川崎市の方では、川崎市の方で計画された事業計画書に基づいて記者発表され

たものでございまして、今後交付申請、交付決定に当たるまでに再度調整をさせていただく要素もあろうかと思えます。

高橋委員

そうすると、川崎市は県の精査を受けないで、補正予算案件として市議会に提出したということですか。

雇用産業人材課長

作業としましては、現在進行形で行っておりまして、県の方もそういった情報は頂いておりますけれども、事業内容について確かめさせていただく、記載があいまいなものはどういった事業で進められているのか、再度市町村に問い合わせなければなりませんし、その要件について、要綱に明確に定めがないものについては、その都度国に照会しているということございまして、県の方に全くないままに、照会がないままに記者発表したということではございません。やりとりをさせていただく中で、市の方で予算化されているものと思えます。これは、補助金でございますので、新年度に入って補助金の交付申請をしていただくということでございます。それまでに、精査する中身というのはあろうかと思えます。交付申請をしていただいて、交付決定を県の方で新年度に入ってから行うということでございます。

高橋委員

それは分かるのですけれども、川崎市が3年間で7億7,700万円と明確に記者発表したからには、県と調整した上でいわゆる事業内容に合うということが確信できたから、確認できたから発表したのではないですか。それで、県内の残りの32市町村は、これはどういうスタンスに立てばいいのかというふうに問い合わせがきているのですよ。川崎市だけ認めたのですかということです。どういうふうに解釈したらいいのかと、こういう素朴な疑問が寄せられているから、これを明確にお聞きさせていただきたいというふうに伺っているのですけれども。今の話だとよく分からないですね。

雇用産業人材課長

これはあくまでも予算措置でございまして、補助金の交付申請、交付決定に係るものはもう少し厳密なものもあろうかと思えます。ただ、そういうことで予算措置をしておきませんと事業執行はできません。その精査を同時並行的に、この大変時間のない中で、今、させていただいているというのが実情でございます。県の中もそういった部分で同時的に採択とか、あるいは保留の中で国に照会をさせていただいているものでございまして、市の方で予算化していただかなければ、これは執行できませんので、市として予算措置していただかなければならないというのは当然のことでございますし、補助金の執行というのは、またこれは国の交付金ということでございますので、国の見解を聞かなければならないというのも手続の中で行わなければいけません。補助金の交付につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の該当にもなるものでございまして、これがきちとした形での国に照会するなりの手続を踏みながら行わなければならないと承知しております。

高橋委員

だから、川崎市みたいにしっかりしている市は、国と政令市ですから、総務省と特にやることもあるのでないかなと思うのです。残りの例えばそういう手立てがないようなところにおいては、かなり県が絡んであげないと、私は差ができてしまうのではないかなとい

うふうに思うのですよ。これで本当に県の雇用産業人材課として、片方がそういうふうにとんどん自分たちで要綱に見合っているからということで進んでいって、片方で県の指示を待っているという手づるなき市町村と差ができていく、現実にかう出してしまうわけですよ。これが本当に県内雇用を創出していかうというかういう流れの中で、そういう案件も組めない、温度差が生じてしまっているようですが、これをどういうふうに解釈すればいいのですかと申し上げているのです。

雇用産業人材課長

本日の御質問の案件は、事業のスタート初年度ということでございまして、本来で言えば、県の方が年度前に基準等を明確にし、はっきり判断して市町村と事前調整をいたしまして、この事業は事前に了解しますよというような形で4月からスタートするというものが本来の正しい姿だと思います。しかしながら、今回は初年度ということで、県の方でも国の方の基準がまず完全に把握できておりません。国の方も見解を出していない部分があります。そういった意味で同時並行的にスタートしたということでございます。

なお、ほかの市町村と違うのは、恐らく川崎市も平成21年度当初予算の中でこれだけ多額の金額を予算の中に計上しておりますので、その内容について記者発表をしないというわけにはいかないと思います。そういった意味で、記者発表されたわけで、その中身が要するに県の方の了解を得ていないという点では、ほかの市町村と川崎市でも最終的な合意ができていないという点では全く同様かと思えます。あくまでも初年度ということでこういうイレギュラーな形になっておりますが、来年度以降は県の方の基準がはっきりしますので、来年度は、スタート以前に事前協議等が終わって、事前にこの事業は大丈夫というような形がスタートできるかと思えますが、今年度は、初年度ということでこういったやや不自然な形になっているかというふうに承知しております。

高橋委員

私、川崎市が決めたことにけちを付けているのではないですよ、誤解しないでください。川崎市のことを尊重していただきたいのですよ。雇用人材を生み出そうとしている市町村は多分川崎市以外にもたくさんあると思うのですよ。県のこの動きが怠慢とは言いませんよ。大変厳しい今マンパワーで寝ないで御苦労していただいているのは重々承知しているのですけれども、県内の市町村で是非一気にそういったふるさと基金、緊急雇用基金を活用しようという流れの中ですから、情報を把握したら、県としてしっかり発信もしていく、受け身じゃなくて。こういう市町村の動きがあるということを共有化していくということは、これは県しかできないのではないかなと逆に思うのですよ。情報の共有化、これは県内32市町村にこの情報は共有されたかどうかということですよ。

雇用産業人材課長

市町村に対する情報の提供というのは、私ども細心の注意を払って取り組んでございます。実は、1月15日にようやく都道府県に対する国の説明会がございましたが、私ども遅滞なく翌16日の午前中に各部局、午後に全市町村を集めて説明会を行っておりますし、12月の段階でも国から頂いた資料は逐次市町村に提供しております。さらに、現在かういう状況でございますけれども、3月6日にもう一度市町村の方々を集めまして、説明会の実施を予定しております。各都道府県もこの対応には大変苦慮している状況でございますが、神奈川県としては各都道府県に劣ることないと言うか、遅滞することのないように、むしろ私どもは先駆けてやっているという自負がございますけれども、そういった姿勢で取り組んでいるところでございます。

高橋委員

これぐらいにしますけれども、是非そういう雇用産業人材課長の下で本当に頑張っていたきたいと思います。ところで、神奈川県らしい事業化というのを期待するのですよね。全国に先駆けて神奈川県らしい事業化が進まないものかなというふうに期待するのですけれども、例えばベンチャーにかかわる基金事業、こういったことは幾つか先ほど御説明いただいた中になかったのですけれども、どんなふうに考え合わせたらいいのか、伺っておきたいと思います。

産業活性課長

ふるさと基金事業を活用した取組としまして、バイオベンチャー人材活用事業を現在検討しております。この事業はバイオ関連分野におきましては、事業化に多くの時間と費用がかかるということがあり、中小ベンチャー企業では人材不足が事業拡大の足かせになっている。また、理工系大学や大学院の卒業生が専門を生かして企業や研究機関で職を得ることが難しいという状況がある。こうした点に着目をして、検討しているものでございます。

具体的には、バイオ関連分野で企業、ベンチャー、大学、研究機関など複数の団体が連携した事業所プロジェクトを公募しまして、主に外部委員からなる選考委員会で早期事業化の可能性ですとか、社会福祉事業の大きさなどの観点を踏まえて選考いたしまして、数件のプロジェクトを採択しております。3年間を限度に集中的に支援をしていくというものでございます。これによりまして、資金不足の解消ですとか、事業化期間の短縮ですとか、雇用のミスマッチの解消を図っていこうというものです。

なお、この事業がふるさと基金事業として実施が可能であるか、現在国に照会をし、確認をしているところでございます。

高橋委員

是非、先ほども若い企業ということで資金不足、マンパワーの確保、こういった視点で申し上げましたけれども、是非基金活用できるように頑張っていたきたいと思います。

また、昨年の委員会で私確認させていただきましたけれども、総務省のテレワークに関する実証実験、本県も参加したということで、確か雇用産業人材課長から御答弁いただいたことを記憶しておりますけれども、このテレワークを活用したいいわゆる雇用創出のために基金事業の活用を考えられないのか伺っておきたいと思います。

雇用産業人材課長

私ども総務省のテレワークの実証実験に対して障害者の雇用促進ということで参加させていただきました。シンククライアント技術を活用した自営型テレワークシステムということで、システムの技術面ですとか、障害者に対する操作性の検証を行ったところでございます。今回のふるさと基金の事業の関係でございますけれども、新規雇用、失業者の新規失業者雇用の割合が2分の1等の要件をクリアする必要もございますが、そういった新たな事業分野が生まれてきまして、障害者のテレワークを活用した障害者の雇用という形ができれば私ども大変喜ばしいことと考えておりますので、そういった効果的な事業を構築できるのかどうか、今後とも企業等、あるいは企業関係者とも接触しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

高橋委員

是非、このテレワーク、在宅勤務システムですから、様々な立場にいらっしゃる方の雇用確保の一助になるように是非基金化するように強く要望しておきたいと思います。

続きまして、神奈川求職者総合支援センターについて何点か伺ってまいりたいと思えますけれども、はじめにこの支援センターの役割について再度確認をさせていただきます。

雇用産業人材課長

かながわ求職者総合支援センター（仮称）でございますけれども、支援センターと呼ばせていただきますけれども、離職を余儀なくされた方の多様なニーズに対応するためにハローワークと連携を図りながら、職業相談、職業紹介、それと生活相談などを行う総合的な支援を行っていく施設でございます。

具体的には、求人情報の提供、面接訓練の実施、住居のあっせん、生活保護などの各種生活支援制度に関する情報提供などを行ってまいります。

高橋委員

この支援センターは3年間の緊急雇用創出という臨時特例基金を受けて運営しているということでございますけれども、そこでこの支援センターのサポート体制が非常に気になるのですが、どのような体制で事業に取り組んでいくのか伺っておきたいと思えます。

雇用産業人材課長

支援センターでは、まず国のハローワークの職員である相談員の3名が職業相談や紹介を行うために常駐しています。そして、県の方の非常勤職員として生活就労相談員、これを3名、そしてセンターの責任者1名。さらに事務補助員1名、県の方は5名体制、国の方が3名でございますので、都合8名体制で事業を行っていくと考えております。

先ほど申し上げましたように、そういった様々なニーズに対応していく予定でございますけれども、求職者の方、安定した生活を考えていらっしゃる方に対して、利用しやすいように平日だけでなく、土曜日にも開所する予定でございます。現在のところの予定でございますけれども、開設時間は8時半から17時15分まで、日曜、祝日はお休みとさせていただきますが、土曜日は開けていく、そんなような体制で考えてございます。

高橋委員

支援センターの体制が8人体制ということで、横浜駅西口に開設ということで伺っておりまして、周辺には県の就職支援施設も設置されておりますけれども、効果的な施策推進に向けてどう連携を図っていくのか、伺っておきたいと思えます。

雇用産業人材課長

横浜駅西口ということでございますけれども、現時点での予定では横浜駅のS Tビルを予定して、検討しているところでございます。S Tビルは横浜駅の西口でございますけれども、県の就職支援施設としておおむね30歳代の若者を対象とするかながわ若者就職支援センター、あるいは、中高年齢者を対象にするシニア・ジョブスタイル・かながわというものが設置されてございます。そういった県の支援施設ともこれは連携することが十分可能でございますので、両施設、さらに1階のハローワークとも連携をしながら、相乗的なサービスができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

高橋委員

早期の開設が望まれていますけれども、早期事業開始に向けましてどう取り組んでいくのか、再度確認させていただきたいと思えます。

雇用産業人材課長

大変雇用が厳しい状況でございます。なるべく早く私どもも支援センターを立ち上げたいと考えておりますけれども、このセンターの設置に向けましては、事務機器の発注、それから求人検索パソコン等の機器の設置、それからこれは求職者の方の様々なニーズに的確に対応していくための国、県、市町村の支援施策に対する情報の集約、そういったこともございます。さらにそういったことについての相談員の研修期間も必要となっております。大変厳しい状況でございますので、私どももできるだけ早く、新年度でできるだけ早く設置したいと考えておりますが、記者発表資料には5月開設予定としておりますけれども、5月もできるだけ早い段階で開設できるように進めてまいりたいと考えております。

高橋委員

ちょっと確認なのですが、このふるさと基金と緊急雇用基金というのは、果実というものは伴わないのですよね。

雇用産業人材課長

これは基金でございますので、当然運用して利子とか、そういったことは生じます。そういった部分での予算、収入の予算も計上してございます。そういったものも含めて基金を運用する中で、取り崩してつなぎ雇用として継続雇用にしていくということでございます。

高橋委員

大体、トータル130億円で、基金総額というのはどのぐらいになるのですか。予算に計上していくのは、どういうふうな考え方で予算に計上していくのか。

雇用産業人材課長

緊急雇用創出事業臨時特例基金の積立金ということで、財産運用収入としまして平成21年度の緊急雇用基金の方は5,000万円。それからふるさと基金の方はふるさと雇用再生特別基金積立金ということで4,700万円を計上させていただいております。

高橋委員

最後の質問です。雇用対策におけます、国との連携について伺っておきたいと思っております。県が実施します雇用対策について、神奈川労働局との連携も必要であることは十分承知しておりますけれども、具体的な昨今の連携作業について確認しておきたいと思っております。

雇用産業人材課長

雇用対策全般ということでまず申し上げますと、まず若年者の就職支援につきましても、国と連携して就職支援センターあるいはセミナー事業、地域連携事業等に取り組んでいるところでございますが、直近では昨年12月8日に新学卒者に対する内定取消し等の可否等につきまして、知事と労働局長が連携して各関係団体に文書により要請をしております。

それから、障害者に対する雇用対策、これはもうハローワークが指導監督権を有しておりますけれども、障害者雇用推進連絡会等を中心に、国と連携をしているところでございます。さらに、職業訓練の場ということでは、正にハローワークと表裏一体、連携しながら雇用対策に取り組んでいるところでございます。

高橋委員

この県が実施する雇用対策の一環として職業訓練を充実していくということで、各党の

質問に答えてきていただいているのですけれども、この職業訓練を充実するということがありますとともに、職業訓練を受けますと、当然就職先を確保しなくてはならない。こういう当然の義務が発生するわけですね。これについては、職業訓練の充実と、就職先の確保、この両面をどう展開していこうとしているのか、確認させていただきます。

雇用産業人材課長

雇用情勢が大変厳しくなりますと、失業者が増える、求職者が増えるということで、職業訓練の重要さは増えますけれども、一方では全体の雇用が冷え込んでおりますので、こういった方について、訓練を通じて就職していただくということも非常に難しい状況になります。こういった状況で課題を解決しなければいけないという、非常に難しい状況になってまいりますけれども、私どもこういう状況に置かれるように職業訓練というのは大変期待が大きいもので、それになるべく答えていかなければならないと考えております。

各技術校におきましては、就職先の開拓を行う求人開拓推進員を配置して、技術校生の就職促進に努めております。これは各企業を訪問して、新求人を発掘していくという作業でございます。

もう一つ、各技術校には、常々訓練生の実習ですとか、就職先を受け入れていただいています職業能力開発推進協議会という企業の協議会を設けていただいております、そういったところにも技術校の再就職先としての各企業に御協力をいただいているところでございます。

高橋委員

先ほども答弁の中で、平成 21 年度は職業訓練校への応募倍率が大変急増しているということでもございましたので、これと相まって就職先の確保ということは、今まで以上の取組をしなければなりません。厳しいだろうなと思います。これまで以上の厳しい雇用環境ですので、応募倍率が増えている中で、当然今までのトレンドで対応していたのでは、大変なことだろうなというふうに強く感じているところであります。そこで、就職先の確保に当たっては、切り口を変えてかなり可能性を広げていかなければならないという意味では、例えばインベスト神奈川で支援している企業への協力依頼はできないかとか、そういうあらゆる可能性を探っていくことが必要なのだろうなというふうに思いますけれども、その辺の御見解について伺っておきたいと思っております。

雇用産業人材課長

大変厳しい雇用情勢が更に悪化しているという中にありますには、技術校生の就職先の確保というのは、大変重要でございます。お話にありましたインベストの申請企業につきましても、例えば昨年 12 月 8 日につきましても、インベスト神奈川申請企業の皆様へということで、これは来春卒業生の受入れ等についても内定取消し等のないよう、社会的な責任を果たしていただきたいとか、従業員の方々の雇用維持についても尽力いただきたいということで、知事名で要請しているところでございます。

私ども技術校生の雇用先の確保につきましても、今までも先ほども申し上げた取組のほか、例えばまだ就職が決まっていない求職者一覧表というものを取りまとめて、そういったものを例えば工業関係団体とか、それから情報産業の関係団体、あるいは御指摘のありましたインベストの申請企業等の方にも情報提供させていただいて、さらに就職に関する企業の協力依頼なども今後取り組んでいきたいと考えております。

高橋委員

この基金の果実につきましても、先ほど答弁で有効活用ということをおっしゃっていま

したけれども、有効な活用を是非お願いしたいと思います。大事な果実だなというふうに思います。

今、インベスト神奈川で技術校の職業訓練受講者の就職先確保ということで、取り組んでいくということで御答弁いただきました。大変賃金、雇用の悪化が消費を冷え込ませて、なおかつ消費を冷え込むことによって生産力が低下して、また雇用関係が悪化するという、いわばデフレスパイラルと言いますか、非常にこういった悪循環が心配される場所であり、是非こういった緊急対策をし、有効活用していただきたい、強く願うところでもあります。

そこで、国、企業、県との連携というのは、分かったと言いますか、当然強く期待するところなのですが、県のこの連携強化、こういった視点でちょっと最後確認しておきたいのですが、過日新たな交通手段を活用した観光振興の取組というお話がありましたけれども、例えばこういうことにはこの基金の活用というのはどういう視点を持っていっていいのでしょうか。先ほど申し上げました障害者、観光そういったものについて、どういうふうにトータルで商工労働部としてのこの基金活用というものについて考えているのか、伺っておきたいと思います。

商工労働総務課長

委員お話しの新たな交通と言うか、ほかの施策との連携でございますが、もともとは基金事業自体が新規雇用というものを生み出す仕掛けでございます。ですから、そのスキームはその事業に合えば私どもとしてはこれからも部内だけじゃなくて庁内連携して取組をしていきたいと考えております。その辺については、やっとな補正予算で基金を調整させていただきますので、平成21年度からかなりの額の事業を、特に緊急雇用については8割方を取り崩して補助金でということですので、いろんな形で庁内だけじゃなくて、さらには市町村と一体となって検討、比較していかなければならない、実施していかなければならないと考えておりますので、これからも先ほど委員からのお話があったように、庁内、市町村と連携し、市町村のアイデアを取り入れるような形で検討していきたいと考えております。

高橋委員

本日は終わります。